

八代平野農業水利事業
現場技術（その４）業務



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

積 算 書

（当初）

九州農政局
八代平野農業水利事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	八代平野農業水利事業
業務名	現場技術（その４）業務

業務別業務名:現場技術（その４）業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単ー 1号 ***					
S02115	技師（C）		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技師（C）			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04006	技師（C）	1.000	人	35,600	35,600	
	合 計				35,600	算出数量 1.000 人
	単 価				35,600	
	*** S単ー 2号 ***					
S02115	技術員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	31,600	31,600	
	合 計				31,600	算出数量 1.000 人
	単 価				31,600	
	*** S単ー 3号 ***					
S02116	ガソリン		L		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P34001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	1.000	L	157	157	
	合 計				157	算出数量 1.000 各単位
	単 価				157	
	*** S単ー 4号 ***					
S02116	C D-R		枚		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	C D-R C D-R (記録面色素フタロシアニン) 7 0 0 MB,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P43602		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
P43602	C D-R C D-R (記録面色素フタロシアニン) 7 0 0 MB	1.000	枚	42	42	
	合 計				42	算出数量 1.000 各単位
	単 価				42	
	*** S単ー 5号 ***					
S02120	情報共有システム月額利用料		月		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	情報共有システム月額利用料			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 市場単価コード 2) 規格 3) 単価の入力	A96001 11,100円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
A96001	情報共有システム月額利用料	1.000	月	11,100	11,100	
	合 計				11,100	算出数量 1.000 各単位

事業名	八代平野農業水利事業
業務名	現場技術（その４）業務

業務別業務名:現場技術（その４）業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	単 価				11,100	
	*** S単－ 6号 ***					
S16001	ライトバン[二輪駆動]		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード<単位が時間のみ> 2)機械コード(同上)	M28121 M28121		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)単価算出区分 4)運転1日当たり運転時間(T)	運転1日当たり算出 2.6時間		深夜時間:0.0		
	5)運転日に対する供用日の割合(YC)	1.19				
	6)単価計上区分 7)岩石補正区分 10)燃料消費量(入力の場合)	機械損料等のみ 岩石補正なし 0.0				
	11)消耗部品の計上の有無 13)消耗部品費の適用条件(2)	消耗部品を計上しない 消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品) 15)規格(消耗部品)	— —				
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,710	1,710	
	合 計				1,710	算出数量 1,000 各単位
	単 価		各単位		1,710	
Y00001	単位					
	*** S単－ 7号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種,着手前・最終,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,3時間, L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種 着手前・最終		深夜時間:0.0		
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	0人 1人 0人 0人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.25日 0.32日				
	9)宿泊区分 12)交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				
	13)高速道路往復料金(税別) 14)鉄道往復1人当料金(税別) 15)バス往復1人当料金(税別) 16)船舶往復1人当料金(税別) 17)航空往復1人当料金(税別)	0円 0円 0円 0円 0円				
	18)ライトバン使用日数 19)時間区分 20)往復移動距離区分	1日 3時間 L<100km (100km未満)				
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,900	1,900	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	8,100	L	157	1,272	
	合 計				3,172	算出数量 1,000 回
	単 価		回		3,172	
	*** S単－ 8号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種,中間,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,3時間, L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種 中間		深夜時間:0.0		
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	0人 1人 0人 0人				
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.25日 0.32日				
	9)宿泊区分 12)交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八 代 平 野 農 業 水 利 事 業
現 場 技 術 （ そ の 4 ） 業 務

特 別 仕 様 書

九州農政局八代平野農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 八代平野農業水利事業 現場技術（その4）業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省九州農政局制定「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、八代平野農業水利事業における工事の設計、監督等、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ①審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、博士（農学）、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）、畑地かんがい技士、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野]又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、下表の何れかのとおりとする。

技 術 者 区 分	資 格
現場技術員（B）	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級土木施工管理技士 ・畑地かんがい技士 ・2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を

	有する者 ・大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者
--	---

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1～6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1～7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1～28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用図書)

第8条 本業務の実施にあたっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名 称	制定（改定）年月日
農林水産省土地改良工事積算基準	当該年度改訂版
土地改良工事数量算出要領（案）	当該年度改訂版
土木工事共通仕様書	当該年度改訂版
土木工事施工管理基準	当該年度改訂版
土木工事施工管理基準の手引き	当該年度改訂版
施設機械工事等共通仕様書	当該年度改訂版
施設機械工事等施工管理基準	当該年度改訂版
工事の契約図書	

(工事の概要)

第9条 本業務における工事の概要は、下表のとおりである。

工事名	履 行 場 所	予定工期	工種・概要等	備 考
八代平野農業水利事業に関する工事	八代市内 (事業実施区域内)	R6～R8	幹線水路改修工事等	
遥拝頭首工ゲート設備製作据付建設工事	八代市豊原上町	R5. 1. 27 ～R8. 3. 13	ゲート設備製作据付、 電気設備、付帯設備一式	
遥拝頭首工右岸ゲート設備製作据付建設工事（仮称）	八代市豊原上町	R6. 7～R8. 3	ゲート設備製作据付、 電気設備、付帯設備一式	
北新地排水機場除塵機外製作据付建設工事（仮称）	八代市鏡町	R6. 7～R8. 3	除塵機設備、ゲート設備、 電気設備、付帯設備一式	
北新地排水機場ポンプ製作据付建設工事（仮称）	八代市鏡町	R6. 4～R8. 10	ポンプ設備、電気設備、 付帯設備一式	

(業務場所)

第10条 業務場所は、当事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(業務期間)

第11条 業務期間は次のとおりとする。

令和6年4月13日 ～ 令和8年3月19日

(業務内容)

第12条 業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（B）とし、その業務内容は現場技術業務実施要領によるもののほか、次のとおりとする。

1) 設計に関する業務

- ・監督職員が行う工事等の発注や積算に必要な所定の図面、数量、その他資料の作成。
- ・工事等の発注や積算に必要な現場条件の確認調査。なお、設計条件と現地条件との相違が確認された場合は、設計計画の修正に必要な測量等を実施する。また、追加の設計や調査等が必要と判断した場合は、発注者へ調査の必要性、調査方法を助言する。
- ・工事設計図書作成のための設計内容の確認業務。なお、設計内容に疑義が生じた場合は、設計コンサルタントに内容を確認する。設計時の現地条件と相違がある場合は、技術的な判断のうえ、条件見直しによる必要な設計作業について発注者へ助言を行うとともに、軽微なものは設計内容（施工時の安定性の確認等を含む）の確認を行う。

2) 監督に関する業務

- ・工事の設計図書に基づく施工段階の確認や主要資材の材料検収等、工事受注者との現地立会、連絡業務。設計図書と現地条件に相違がある場合は、対処方法について、発注者へ助言を行う。
- ・工事受注者が作成した出来形管理資料について、設計図書との整合等の確認。
- ・工事の変更契約に係る設計図書について、変更図面、変更数量表、変更数量計算書、変更積算根拠資料及びその他資料の作成。また、現地条件との相違に基づく設計作業の検討にあたっての助言を行う。

3) 関係機関等との協議に関する業務

- ・工事の実施に伴う道路使用や占用等の施設管理者協議、電柱移設協議、借地協議等に要する資料の作成。
- ・工事の実施に係る土地改良区、地元代表者、関係地権者及び周辺住民等に対する説明資料の作成。

4) 事業実施に関する業務

- ・地区内幹線水路等流量及び水質観測（不定期）

地区内の幹線水路に設置している超音波水位監視システム設置地点におけるかんがい期及び非かんがい期の流量観測及び水質観測を行う。（12回／年程度を想定）

(情報共有システム)

第13条

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(打合せ)

第14条 共通仕様書第1－5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

(成果物)

第15条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2－4条から第2－19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

(開示用成果物の作成及び提出)

第16条 第13条に記載している成果物(PDF ファイル)に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

- (1) 開示用成果物の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 1部

なお、不開示情報とは別表のとおりである。

(成果物の提出先)

第17条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県八代市日置町 171-1

九州農政局八代平野農業水利事業所

(契約変更)

第18条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第17条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(作業上の留意事項)

第19条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

- (2) 業務履行にパソコン及びプリンタ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については、下記に示す監督職員が利用する機能と同程度以上（データ共有が可能なもの）とする。

また、ウイルス対策として最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

また、業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

項 目	機 能（バージョン）
パソコンのOS	Windows10
ワープロ	Microsoft 365 Word
表計算	Microsoft 365 Excel
CAD	al-nil CAD2023

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、庁舎の使用については、別記様式第3号庁舎等の使用許可申請書を発注者に提出するものとする。

- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、受注者は、本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(定めなき事項)

第20条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別 表

不開示とする情報	該当項目	該当条項
個人に関する情報 及び法人その他団体に関する情報	1. 記述等により特定の個人を識別することができる情報 ①受注者氏名 ②個人・会社の印影 ③実施設計に必要な各種調査結果の記載された調査員等の氏名 ④打ち合わせ議事録等の発注者以外の氏名及び組織名 ⑤図面等に記載された地番、所有者等の氏名、住所等 ⑥顔写真 ⑦技術提案等の当該法人の知的財産に関する情報 ⑧概算金額算出のための材料単価等見積もり業者名 ⑨IPアドレス等機器の接続情報 ⑩その他（公にすることにより個人・会社の権利利益を害する恐れのある情報）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条第一号及び第二号イ

庁 舎 等 の 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

庁舎管理責任者 殿

(所属又は住所)
(氏 名)

下記により庁舎を使用したいので、九州農政局八代平野農業水利事業所庁舎管理規則第 5 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 使用場所

2 使用目的

3 使用期間 令和 年 月 日 時 分から
 令和 年 月 日 時 分まで

4 使用者及び人員

5 使用責任者 (所属又は住所)
 (氏 名)

6 その他

注 使用者の中に職員以外の者が含まれるときは、「使用者及び人員」の欄に、その所属、人員等を記載すること。

